

# 近江商人中村治兵衛宗岸の「書置」と「家訓」について

——「三方よし」の原典考証——

末 永 國 紀

## 目 次

はじめに

一 中村治兵衛家の家系と家業

二 宗岸の「書置」

三 「家訓」の考証

むすび

## はじめに

近江商人の家訓類の精髓である近江国神崎郡石馬寺村（現、滋賀県五個荘町石馬寺）の麻布商中村治兵衛（法名、宗岸）が宝暦四年に制定したとされる「家訓」は、明治三年刊の井上政共編述『近江商人』に記載されている<sup>1</sup>。なかでも、その中の「一他國へ行商スルモ總テ我事ノミト思ハズ其國一切ノ人ヲ大切ニシテ私利ヲ貪ルコト勿レ神佛ノコトハ常ニ忘レザル様致スベシ」という条項は、現代では近江商人の活動の普遍性を端的に語るものであ

り、商取引は取引当事者双方のみならず、取引自体が社会をも利することを求めた「三方よし」の精神を示しているという解釈がほどこされ、広く流布している。<sup>2</sup>

年来、筆者は中村治兵衛宗岸の制定したとされるこの「家訓」の現物を一見することを念願としてきた。前述の宗岸の家訓を紹介した井上の『近江商人』には、前段に「今其家訓と辭世歌の全文を得たれば左に之を掲ぐ」とあるからである。<sup>3</sup> さいわい、滋賀県庁内に設置された AKINDO 委員会の協力によって、中村治兵衛家の史料の一部を入手することが出来た。<sup>4</sup>

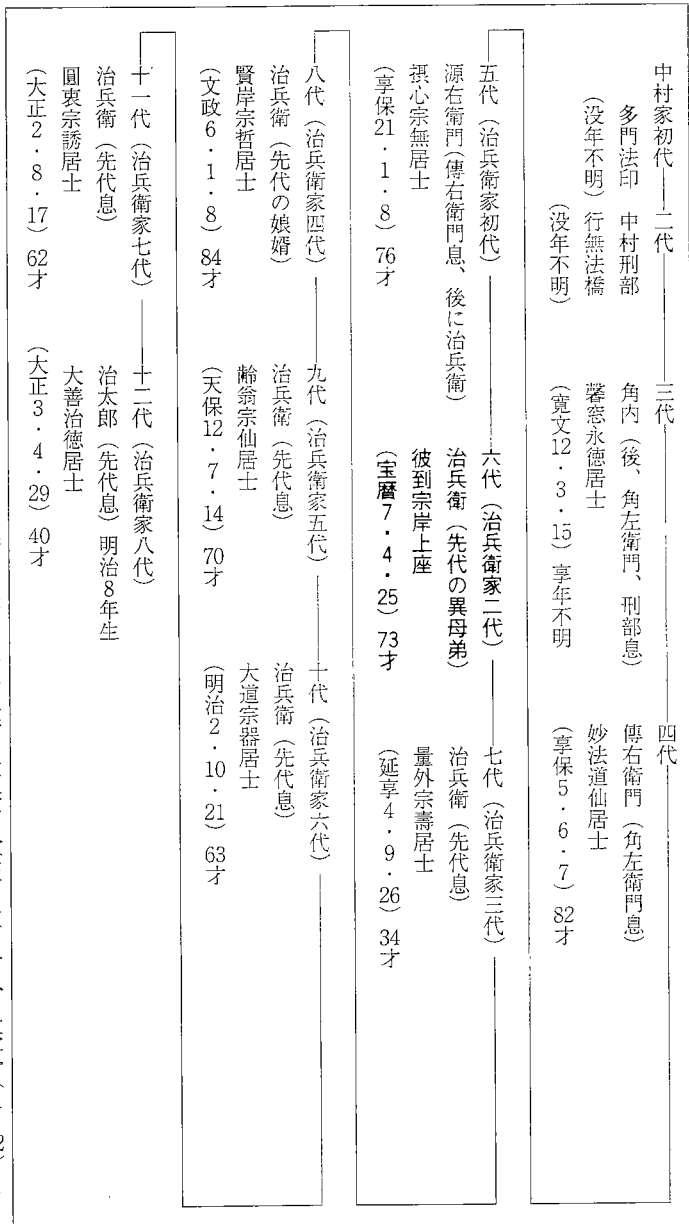
本稿の目的は、そのなかに含まれていた宗岸の遺言状である「書置」と、井上の掲示した「家訓」を比較し、宗岸の「家訓」をその有無を含めて考証することにある。

#### 一 中村治兵衛家の家系と家業

中村家は多門院法印の弟子が還俗して中村刑部と称したことはじまるとされるが、<sup>5</sup> 同家の過去帳は中村姓の初代と中村治兵衛家の初代を分けて記載しており、中村姓の初代を多門院法印に比定し、中村刑部を二代目に数えている。<sup>6</sup>

刑部の子、中村家三代目の角内（後年、角左衛門、永徳―法名、以下同）は一六歳で父に死別したので、徳永左馬頭の家臣今堀伊左衛門に仕え、三三歳で致仕して帰郷し農業を営んだという。<sup>7</sup> 没年は寛文一二年三月一五日、享年不明。妻（法名、妙徳）の出身は不明。

中村治兵衛家系図



〔過去帳 中村治兵衛 享保十八丑年 三月廿八日改写〕(A-22)より  
 ( ) 内の年号を付した数字は没年月日である。

四代目は角左衛門の息で、傳右衛門（道仙）と称し、石馬寺村作左衛門家出身の先妻との間に源右衛門、川並村河井兵左衛門家出身の後妻との間に傳右衛門（善右衛門の祖）と治兵衛をもうけた。没年は享保五年六月七日、享年八二。

五代目は源右衛門（宗無）で、傳右衛門家から分家して治兵衛を名乗り、中村治兵衛家の初代となった。以後、同家は治兵衛名を世襲する。塚本の川嶋傳左衛門家出身の妻との間に子供は無く、異母弟の治兵衛を養子とした。没年は享保二十二年一月八日、享年七六。

中村家の六代目、中村治兵衛家としては二代目にあたるのが「家訓」を遺したとされる治（次）兵衛（宗岸）である。没年は宝暦七年四月二十五日、享年七三。妻は南町屋の片山半兵衛家出身である（没年は寛保元年八月二三日、智安）。以下当主について、没年、享年、法名と妻の出身、俗名、没年、享年等判明する分を列記しよう。

中村家七代目・治兵衛家三代目は二代目治兵衛宗岸の息（宗壽）であり、延享四年九月二十六日没、享年三四、妻は山本の小泉治兵衛家出身。没年は寛政元年三月二十六日。

中村家八代目・治兵衛家四代目は南町屋の片山半兵衛家からの養子（宗哲）、文政六年正月八日没、享年八四、妻は三代目治兵衛宗壽の娘。没年は文政四年三月九日、享年七六。

中村家九代目・治兵衛家五代目は四代目治兵衛宗哲の息（宗仙）、天保一二年七月一四日没、享年七〇、妻は分家中村武右衛門家の初代宗玄の娘サエ、没年は文政一三年一〇月二三日、享年四八。

中村家十代目・治兵衛家六代目は五代目治兵衛宗仙の息（宗器）、明治二年一〇月二二日没、享年六三、妻は分家中村武右衛門家の二代目宗心の娘デン、没年、享年は不明。

中村家十一代目・治兵衛家七代目(宗誘)の没年は大正二年八月一七日、享年六二、先妻は貞子(明治二二年二月一五日没、享年三三)、後妻は志ん子(大正二二年三月一七日没、享年五五)。

中村家十二代目・治兵衛家八代目は七代目治兵衛宗誘の息の治太郎(治徳)、明治八年生、大正三年四月二九日没、享年四〇、妻みゑ(昭和二年四月二日没、享年六八)。明治三四年治兵衛家は投機に失敗して倒産したといわれている。<sup>10</sup>

新家と称する二軒の分家、中村武右衛門家と中村治郎兵衛家についてもふれておこう。<sup>11</sup> 新家中村武右衛門家は治兵衛家三代目宗壽が川並の河井兵左衛門家から迎えた第二養子武右衛門(宗玄)を初代とする。寛政七年六月二四日没、享年七一、先妻は塚本の川嶋利右衛門家の出身(明和八年八月一九日没、享年不明)、後妻は寺尻村の竹村利左衛門家の出身(天明六年一月六日没、享年不明、妙圓)。二代目は初代宗玄と妙圓の息(宗心)、嘉永六年五月九日没、享年七五、妻は治兵衛家四代目宗哲の娘、里(文政一三年七月三日没、享年四三)。三代目は宗心の息(宗範)、幼名武助、没年不明、妻は米原の北村源十郎家の出身(没年、享年不明)。

新家中村治郎兵衛家は治兵衛家四代目宗哲の次男である治郎兵衛(宗清)を初代とする。文政一〇年八月二七日没、享年五三、妻の京は南町屋の片山九兵衛家の出身(嘉永七年十月二九日没、壽清)。二代目は宗清・壽清の息(宗徳)、没年不明、妻は八幡三丁繩手の西谷七左衛門家の出身の猶(安政六年一月九日没、享年四二)。三代目は日野の松山六右衛門家出身の養子の真治郎(宗密)、安政五年九月一九日没、享年二七。

以上の二家のほかに、中村本家の過去帳は分家として次の四家を挙げているが、いづれも初代夫婦のみである。<sup>12</sup> 分家中村茂兵衛は石馬寺の川嶋小右衛門の三男で治兵衛家五代目宗仙の養子(宗哉)となった。安政七年一月一七

日没、享年六〇、先妻は治兵衛家五代目宗仙の娘ムネ(文政一三年六月二十八日没、享年二七)後妻はムネの妹テツ(天保九年九月七日没、享年二二)。分家中村武兵衛は武右衛門家二代目宗心の次男(宗覺)である。明治一六年五月一七日没、享年六二、先妻マサは塚本の川嶋源左衛門家の出身(万延元年六月一四日没、享年三三)、後妻マスは日野松山の娘でライソ杉原家の出身(慶応元年五月二一日没)。分家中村吉太郎は、幼名治三郎という治兵衛家五代目宗仙の次男(文久元年三月二六日没、享年四七、宗悟)、妻は市三宅村の三宅三内娘(没年不明)。分家中村市郎兵衛は京都の伊勢屋嘉兵衛家の出身で、生家と絶縁になり藤本長右衛門子分となったが、弟分として治兵衛家五代目宗仙が引き取った(没年、法名不明)、妻は浅小井村小西九兵衛の妹エイ(慶応四年一月二日没、享年不明)。

次に、中村治兵衛家の家業の概略について記した以下のような史料がある。明治三三年頃と推定される「中村治兵衛累代記事 近江麻布ノ濫觴并江州持下商ノ起因」と題する野線朱筆入り四枚の下書きである。<sup>13</sup>

中村治兵衛累代記事

近江麻布ノ濫觴并江州持下商ノ起因

寛永年間近江國神崎郡石馬寺村ニ中村傳右衛門ト云フ農家アリ、父ヲ中村角内(後二角左衛門ト云)ト稱シ徳永左馬頭ノ家人タリ、祖父ハ石馬寺坊中多門院法印ノ子弟タリシカ落俗シテ中村刑部ト稱セリ、抑モ本村ハ撒山ノ根麓ニシテ撓圀冗山多ク年々出水ノタメ田畑耕地ヲ損害シ為メニ村民貢米ノ支出ニ耐エサリシカ、其子源右衛門(後ニ治兵衛ト呼フ)ナルモノ之ヲ憂イ、冬日農業ノ暇季ヲ探リ近國産ノ麻苧ヲ買入レ、農家ノ餘業ニ

總糸ノ製造ヲ授ケ又ハ麻布ノ製織ヲ試ミ、賃金ヲ定メ製造品ト原麻トノ交換ヲナシ、年々作間業ト唱ヘ該業ヲ行ヒ来リシカ、之カ為メ租税ノ幾分ヲ補助セシヨリ漸ク一ノ事業トハナレリ、尋テ元録（元禄）宝永ノ頃ニ至リ嗣子治兵衛（源右衛門ノ異母弟ナリ）ナルモノ先代ノ遺業ヲ継キ該業ニ従事シ来リシモ、元来地租ノ過當ニヨリ農家活計上ノ困苦ナルヲ憂イ、情ヲ以テ謂ク土地ノ公益ヲ謀ルハ他境ニ出テ商業ヲ営ムニ如カスト、該製造ノ麻布ヲ他國ニ賣弘メン事ヲ奮起シ、単身以テ郷國ヲ発シ始メテ信濃地方ヘ旅行シ之ヲ販賣シ、又歸國之際信州上州ノ麻ヲ購入シ来リ、數年經驗ニ刻苦シ漸ク有益ノ成績ヲ視ルニ至レリ、依之子孫益々該業ノ隆盛ヲ謀リ、加ルニ他國産ノ綿及木綿等ヲモ併セテ東北各地ニ行商シ、専ラ商事ニ勉勵セリ、是則チ江州持下リ商人ノ起レル起因ナリ、其後安永天明ノ頃ニ至リ陸續東西各地ニ行商ヲ試ルモノ輩出、爰ニ至ツテ大ニ麻布ノ改良ヲ加エ越後奈良等ノ製品ヲ移シ、縞或ハ縞等ノ精品ヲ産出スルニ隨イ終ニ著名ナル近江麻布ノ物産トハナレリ、今代ノ治兵衛則十二世ニシテ一族數家ニ枝葉シ、二百有餘年ノ歲月ヲ経ルモ今猶連綿一族該業ニ従事シ、幸ニ未タ祭祀ヲ缺クノ悲境ニ陥ラサルハ偏ニ公益ヲ謀ルノ徳義ニ出タル餘裕ナルヘシ

まず、中村家の先祖について、多門院法印以下傳右衛門の代まで前述の記録と同様の系譜を述べた後、この地方の麻布生産の嚆矢は、年貢負担を軽減するため、中村治兵衛家の初代となる源右衛門が近国産の麻苧を仕入れ、それを村人に配布して冬期の農間余業として總糸や麻布の製織に従事させたことにあるという。次いで、二代目治兵衛（法名、宗岸）も同じく年貢の重課を軽くするため、元禄宝永の頃、麻布の他国行商を決意し、単身で信濃へ持ち下り行商を開始し、信州上州の麻を仕入れて帰途に就くことを數年続け、やがて他國産の綿や木綿をも東北地方

に行商するようになったことが、江州持ち下り商人の起因であると述べている。やがて安永・天明の頃にはこの地方から東西に行商する者が輩出し、近江麻布は著名な特産品となった。中村家は当代で十二代目であり、一族なお連綿として精励し、家業の麻布商は二〇〇有余年に及んでなお盛大であると結んでいる。<sup>14</sup>

初代治兵衛は副業を指導する立場にあり、二代目治兵衛が四代目へ宝暦四年に譲り渡した石高は後掲史料のよう  
に四八石二斗三升六合に上り、天明三年には石馬寺村の庄屋を務め、文化三年苗字帯刀御免となっているので、同家が初代の当時から上層農民であったことは十分想定できる。<sup>15</sup> また、同家が京都の富小路上ル福長町西側に商いの拠点を設けたのは文化一四年であった。<sup>16</sup>

## 二 宗岸の「書置」

家訓を制定したといわれる中村治兵衛(宗岸)は、中村家の六代目、中村治兵衛家としては二代目の当主である。この宗岸は異母兄の養嗣子となり、妻(寛保元年八月二三日没、智安)を神崎郡南町屋村片山半兵衛家から迎えた。嫡男三代目治兵衛(法名、宗壽)を得たが、宗壽は延享四年九月二六日に三四歳で没したので、その遺児である娘(法名、妙壽)に南町屋村片山半兵衛家から養子宗次郎を迎えて四代目治兵衛を嗣がせた。

妻と息子に先立たれた宗岸が初めて宗次郎へ書置を認めたのは、宝暦四年十一月のことである。この年、宗岸は七〇歳、宗次郎はまだ一五歳であった。宗岸の書置は四通現存している。以下に年次順に挙げよう。



① (史料番号A—2) 「宗次郎幼主書置」(宗次郎宛、宝暦四年十一月、同年同月付けの宗次郎宛「追書宗次郎」の追って書きを含む)

② (史料番号A—3) 「書置」(一門衆六人宛、宝暦四年十一月、同一門衆宛の宝暦五年十月の追って書きを含む)

③ (史料番号A—5) 「書置」(一門衆・治兵衛・武右衛門宛、宝暦七年二月廿七日)

④ (史料番号A—7) 「宗岸書置」(宛先と年月日の記なし)

これらの書置のうち、井上政共が宗岸の家訓として掲げた宝暦四年十一月の「家訓」の内容と関連があるのは、  
① (史料番号A—2) 「宗次郎幼主書置」であるが、まず各々の書置の全文を掲げておこう。<sup>17)</sup>

① (史料番号A—2)

宗次郎幼主書置

一 手前先祖<sup>者</sup>田作を精出シ年々少々宛も延候得<sup>者</sup>田地買置、代々人に無心を言ひ、かねなどかり申事、親代より不仕候、此末々<sup>亦</sup>もとかくに外ちかねかり商内廣ク致し候事、皆御無用ニ可被成候、得もうけ不申候ハ、有台<sup>三</sup>而小用ニ致シ可被申候、かね之日相出<sup>(合)</sup>シ候ては、もはや何用之商内<sup>三</sup>而も日相<sup>(合)</sup>者あい不申候、必々商内廣クして銀<sup>三</sup>つかへ申事御無用ニ候、先祖被致候やうに諸事其心得第一ニ候、年若<sup>三</sup>御座候故、為念申置候、此儀常々油断被成間敷候

一 成人被致候<sup>而</sup>しんだい身持第一ニして、人より内ばに心持チをもち我より<sup>者</sup>人者かしこく候と常々心におもひ、

仏神之冥加ニ叶ひしんだいもよく成り候ほと、身人なみよりおごり不申暮シ候得者、いつも氣安樂ニ而世をわたり申候、縦人者いケ様ニ申ても、手前さへ心内ばに致して居申候得ハ、おのすから天道のめぐみに叶ひ世わたりらくなり申候

一 我より年かさの御人、何事ニ而も一切之事御申被成候ハ、先一度ハよくと悪敷と聞て、其よく方ニ可被致事、  
第一二候

一 親はやく居不被申候得者、親のかく式を見ず、人者たゞ氣ま、にて若他人の目に餘り候事もこれ有候而者人口に掛ケたがり申候間、常々たしなみ心得可被申候、我等親子之内言人居申候得者、常々の心得を可申候得共、其方幼生之人大切のあまりニ申置候、御氣さハられ被申間敷候

一 家の持やう者、家せばく候共修ふく致シよく様ニして、扱又商内者手前之かね有ほと、皆仕込ニ而者相場高下之時ニ指つまり申候、常々手前之有かねを六七分ハ商内本ニ入テ三四分ほとハ、いつニ而もかね杯ニ置、前方ニ商内するがよく御座候、別而極月ニハ銀餘シ置候而年越仕候得者、心も身も安ク又正月十五日も内々布野須出シ勤定してこれも晒賃銀ニ應して先内ばに七八分之割合ニして遣テよく御座候、老割式分之利正月も七月迄利取かね候得ハ、十五日も内々遣テよく候、随分内ばに商内するが心よくして養生ニもよく御座候

一 手前へ出入之人、今日者其元へ可参とおもひ心掛ケ被参候ものニ御座候得者、必々念比ニあいさつ致候而被帰候様ニ常々可被心得候

一 山林之さいめ等者源助又兵衛よくしり居被申候間いつニ而も御聞可被成候

一 たとへ他國へ商内ニ参候而も、此商内物此國之人一切之人々皆々心よく着被申候様ニと、自分之事ニ不思、皆人

よく様ニとおもひ高利望ミ不申、とかく天道之めぐみ次第と、只其ゆくさきの人を大切ニおもふべく候、夫ニ而二心安堵ニ而身も息災、仏神之事常々信心ニ被致候而、其國々へ入ル時ニ、右之通ニ心さしをおこし可被申候事、第一ニ候

一 其方年若ニ候得者、仏神之事物而常々の心得を世間之人ニおとり無キ様ニと存シ、少シ格式ヲ書候へ共、筆ニ難及、成人次第ニ何事も大切ニして、息災ニ世を暮シ可被申候、其方幼生故少書候得共、外様へ御見せ御わらい草ニも可成と筆を留メ申候、以上

一 宗次郎江とくと申置候、ばくち勝負事すきこのみ又ハおこる事、天道を不恐ほしいま、に暮スもの、ばちを蒙り家を売、子共ハ乞食するものニ極り候、世間を身よ、皆其通りニ而多クのちにくやみても、かゑらす候、能ク合点可被致事第一也

是を毎月見可被申、折々ハ用ニ立可申候、これが用ニ立不申候得者、気ま、もの、内ニ入申候

但 氏神様仏神の朝ハ、ちよづ場ニ而かを洗ひ申時わすれすと拝み、又タハ神前仏前ニ而おかみ、とかく三宝諸天冥がをおもひ、但私シあしき心のいで不申候様ニと、おがむ事わすれ被申間敷候、めぐみに叶ひ候得者そく才ニ御座候、しかれば大切なる事わすれてハ成不申候、目出度候、以上

一 宗次郎世間之埒合成り候迄ハ、兵左衛門新七  
新六源助にしたがい、言被申候事共よく聞被申候而、すいぶんすなをにならひ覚へ可被申候、商内をたのミ入候、宗次郎もすいぶんすなをに頼入候、珍重々々以上

寶曆四年

宗岸花押

戌十一月日

中村宗次郎殿

追書宗次郎

一 身のもちやうまへニ言置候通御心得可被成候

一 ばくち打しやうぶ事するに付きてハ、しんしやう皆持くすも前世の業とは言ひなからミな己がいたずらおうちやくより出候

一 身心心形之虫は己カ身にわき、其身をくろうて命者てる人間も、三宝諸天仏神信心をわすれ候へハ、其通いつともなく気ま、になり、己が身で働とおもへば冥がにつき身ありてしんしやうゑもたす、びんぼうするはししん心形虫なり、心一つにてしんだいはよく成ル物ニ御座候、我ガ子ニ渡すまでわすか三十年が一生也、一切を大事ニして我子へ無事堅固ニして可被渡候、わすかの内の手代ばんとうすると思ひ、大切ニ可被致者也

一 先第一信心にして慈悲を思ひ、常々心よく可被成候、此心を用ひ不被成候得は、大キなるちがいに御座候、つね々々わすれ被成間敷候、貴殿年若ニ御座候故、大切のあまり候、但何事も志案よくなされ、無事堅固ニと取計候ての御事ニ御座候

一 前ニも申置候得共又々申置候、おとわ若御座候ゆへ、冬春夏秋ともニおいへニ入テいねぶり家内召つかいのもの共、此家のためおもふもの無御座候得ハ、めんく身分の事やら男女のぎやうざあしく、物事ぬけかちに相成候、中々方のしまり無御座候、ぜひ々源助おさん少々内ニ御座候間、弥々被参候而一所に居られ家かため、あ

と御立被成可申候、私シケ様ニ諸立申事念ヲ入申候ハ、先祖之仏達江何之忠孝も得不致候ゆへ、せめて八年季事も冥加のためにと御頼ミ置申候、とかく今生ハゆめの内、何連茂様以御憐愍、宗次郎相統致し申やうに御たのミ上申候

一 年季田地請出被申候時ニ、其高其年之十月ニ庄や<sup>ニ</sup>証文之通高ヲ先様へもとし可被申候、風と失念有之候へハ、永代之なんぎニ成り申候ゆへ、又々為念申置候

一 源助内儀おさんニ木綿<sup>ニ</sup>三疋、子共之着用<sup>ニ</sup>被致候様ニと御申被成下候<sup>ニ</sup>被遣可被下候

一 又兵衛久く家のためおもふ者ニ御座候間、此末々此家ヲ見立申候様ニ御申被下、山林さいめ等折々相改メくれ申候様ニ御申被成下候<sup>ニ</sup>、此度御蔵米相統とらし申候間被遣可被下候  
これを取ス此内引

一 金子式両也、石馬寺様へ祠堂ニ御上ケ可被下候

一 金子式両川並村乾徳寺様へ祠堂ニ御上ケ被成可被下候

一 金子式両左野村善福寺様へ同断御上ケ可被下候

一 金子五両川並村兵左衛門殿へ進シ申候、被遣可被下候

一 金子拾両手前之源助へとらし申候、被遣可被下候

一 右私シ相果申候七日之内ニ被遣可被下候 以上

寶曆四年

戌十一月日

宗次郎殿

宗岸花押

② (史料番号 A-13)

書置

一 道仙宗無長命ニ御座候而諸式體ニ候、其後短命今度弥々幼少ニ御座候、然上ハ此度源助<sup>者</sup>若年<sup>ら</sup>親理右衛門私シ方へ置くれ候様ニ被申候故、此者親祖次郎助子加兵衛其子源助親理右衛門と申者、村帳面ニ有之候ゆへ手前ニ置付ケ段々仕なれ冥加を思ふものニ御座候<sup>而</sup>仏<sup>マツ</sup>之加護ニ叶ひ働キ申故、一切を此方<sup>ら</sup>取立親祖村人ニ御座候故、相改メ手前子兄弟分ニ村中へ披露致シ、家徳少々遣シかせき仕候處、心底無相違源助おさん共ニ信心之心さし有之者ニ御座候、定<sup>而</sup>此度難儀ニ思ふべく候へ共、宗次郎幼少ニ御座候ニ付

此 おとわおさん随分中よく被致候<sup>而</sup>、暫之内源助道具等かたつけ置、親子四人私シ方へまい分り、是迄致シ候商内不相替仕候<sup>而</sup>、暫之内かせぎ之分、其間徳用有之候分<sup>者</sup>源助ニ被遣可

い 被下候、さすれハ手前人数上四人作り男式人下女式人源助親子四人、合十式人ニ而御座候、

ら これほど暮シ申候飯米分手前ニ體ニ御座候、然<sup>者</sup>今年之棚おろし勘定銀高ヲ御改メ置被成下

す 候<sup>而</sup>宗次郎成イ人致シ源助家へ帰り候節、宗次郎ニ目出度相渡シ帰リ申候様ニ可致と御申可被下候、今七八ヶ年

立<sup>者</sup>誠ニ夢之間ニ御座候、宗次郎源六一所ニ相應之商内致候様ニ奉願上候、左候へハ田地宛御年貢等無滯候、然<sup>者</sup>田

地ハ不及申、山林之さい目等までよく御座候、扱又手前住居候者宗次郎親子兄弟<sup>者</sup>今迄之通おいへニ寝、源助親

子兄弟<sup>者</sup>歳之ろうかニ寢居被申候様ニ御申可被下候、私共夫婦も暫之内ろうかニ寢ふし仕候、左様ニ被成可被下

候、新六此仁も神仏ニ心さし有之心底誠ヲ立今生<sup>ら</sup>菩提ヲ思ふものニ御座候ゆへ、今迄銀ハ手前之金遣、利有之

候へハ二ツ割ニ仕候、夏物布ハ本ニ目あい掛ケ候へハ本銀ニ而売出シ申候、利分何ほど多ク有之候<sup>而</sup>も、新六商内

分ニして例年夏物之利<sup>者</sup>皆遣シ申候、是迄之通ニ少々宛勝手次第宗次郎金<sup>ニ</sup>而商内致シ候、其上宗次郎成人致シレれも一所ニ商内ニ参候程之器量も御座候ハ、御相談次第ニ他國へも被遣可被下候、不参候ても作り望ニ候ハ、勝手次第ニ御申可被下候、とかく諸式踏ニ立申候様ニ何運茂様を偏ニ奉願上候、扱又田地手前名寄帳面之通、我等身だい年々棚おろし帳面具ニ御座候、傳右衛門預り候儀ハ、傳右衛門棚おろし帳ニ有之銀高例年手前有物<sup>ニ</sup>而のけ置候<sup>而</sup>其銘々銀高ヲ手前之棚おろしニ仕候、年々書立候ほうほう其帳之通ニして置申候、右之通<sup>ニ</sup>而新六殿源助ニ少々内宗次郎おしろみ頼ミ申候、成人仕候まで御心如在なく奉頼候、宗次郎ハしよくあたりよく致シ、ひいよわく御座候、手前<sup>ニ</sup>而不及申外へ振舞被参候共、御心付ケ被成被遣可被下候、扱又年々四五度灸治被成被下、息災ニ成人致シ、諸式立申様<sup>ニ</sup>別<sup>而</sup>御兩人頼ミ申候

一 勘定棚おろし之儀<sup>者</sup>、新六殿几帳面何角共仕なれ居被申候間、立会源助八月上旬比<sup>ニ</sup>いつも仕候、其節手透次第<sup>ニ</sup>そろくくと書出シ被成候<sup>而</sup>勘定御覽可被成候、互ニ遠慮被成ましく候

一 年季田地之儀手前小名寄帳ニぶんニ書付ケ置申候、其外年々書加へ不申、取替分又前も買取田地記共質帳ニ付置申候、知れ不申事ハ御覽可被成候

一 利兵衛屋敷之儀<sup>者</sup>是も前拾ヶ年々季濟、又此度偏ニ頼ミ被申候故、又拾ヶ年延書付ケさせ請取置申候、此末ハもはや年季成不申候と申置候、惣屋敷<sup>ニ</sup>而半分御年貢も半分手前之高へ請取入置申候、東方半分<sup>ニ</sup>而御座候、北方二利兵衛兩人としてさい目石すへ御座候、それも南へすぐニ通り、南ニハくい<sup>ニ</sup>而御座候、これヲ質帳<sup>ニ</sup>とめ御座候、前も被置申候<sup>而</sup>埒明ひ可被成候、其内之桜木老本ハ利兵衛方ニ御座候、是ハ戌年利兵衛切被申なし

一 源助ニ申候、隠居<sup>者</sup>我等忌中相濟候ハ、中間四ノ間たたみ拾帖ハあげ、中之間ニた、み立ニたて置候<sup>而</sup>くさり不

申候様ニかたつけ暫之内御仕廻置被成、佛前奥ノ間四帖ハ其ま、置、毎月八日十五日毎日ちやとう被成可被下候、常ハ隠居しめ置なんその時ニ用ニ御立可被成候、つねあけ置候而者よく無御座候、左様ニ可被成候、へり取ハ中間之さおニ御かけ置可被成候、中間佛前へねすみ可參申候、あつ紙而者り佛ケまへ、ねすみ不參候様ニ可被成候

一 日野漬崎新右衛門殿遠國ニ居被申候故、何事も急成ル間ニ合不申候、いつ而も帰り合セ居被申候節ハ、何角共何連茂様無御遠慮御相談被成可被下候、奉頼候

一 蔵二かい上リ口引戸たて、其戸の上ニ棚御覽候得ハ用ニ立もの御座候、此かぎ一所ニしんちうのかぎニ御座候一年々借かへ不申田地かし金かし等者前ニ申通ニ質帳ニ銘々利勘定等迄付置申候

一 おとわ需まどろい秋ニもねむり出、不覚寝いり被申候、中々他人斗ニ何角無心元、私シ覚御座候、弥々少々内源助おさん一所ニして、宗次郎を見立よめ取被致候まで、町屋御衆中様之内どなた様成共御出被下候様ニ偏ニ奉頼上候、とかく宜敷御見立奉頼候、以上

一 何茂様（通次）へ御頼ミ申上候、諸式之事宗次郎ためニ御座候得ハ、金銀有なし之事世間沙汰申さぬやうニ皆々様たのミ上候、乍御苦勞いケ様共、諸式無相違相立チ申候様ニ偏ニ奉頼上候

以上

宗岸花押

寶曆四年

戌十一月日



宗次郎へ被仰可被下候

奉頼上候

片山九兵衛様

布施次右衛門様

漬崎新右衛門様

河井兵左衛門様

源助殿

武右衛門殿

此書置武右衛門もらい不申候、別ニ書申候得ハ右之わけニ御巫候、武右衛門おしろみ致しくれ候上ハ北前書ニハ及申間敷奉存候、何連茂様よろしく奉頼上候、以上

一 私シ大病以後ぶせうニ相成候而、武右衛門子ニして村中ヲよび、いわい仕候而うしろみもらい申候得者、前ニ書置候源介家内被參候事もはや入申間敷と奉存候、何連茂様宜敷やうニ御申被成可被下奉頼上候、以上

一 武右衛門儀ハ田地わけ銘々名寄書付ケ讓状迄通書置申候、金銀之儀ハ其節對談仕候而、被申通ニ隠居金のけて残ル金銀之高ヲ七分宗次郎ニ

三分武右衛門ニ

わけ置申候、讓状之通御渡し被成可被下候、夫故金銀之讓状者別ニ書置不申候、互ニ申分被成間敷候、依而如件

寶曆五年

亥十月日

宗岸花押

右之御衆中様

③（史料番号A-5）

書置

一 次兵衛武右衛門祝言御一門中御相談之上被成被下候而、次兵衛方之子共武右衛門方之子共一不<sup>(マ)</sup>相替<sup>(マ)</sup>せいで被致候而、武右衛門ハいつ迄も次兵衛子を見立、又次兵衛ハ武右衛門子共を見立、ねとまりハ勝手次第<sup>(マ)</sup>ニ被致候而末々迄互<sup>(マ)</sup>ニ子共見立いつ迄も一<sup>(マ)</sup>所ニ暮シ中よくして諸御たて被成可被下候、為念又々書置申候間、弥々無相違奉頼候、以上、とかく御食ハ次兵衛方一けん<sup>(マ)</sup>ニ御兩人共皆々御一<sup>(マ)</sup>所ニ御あがり被成可被下候、弥々頼入候、以上、  
寶曆七年丑二月廿七日

宗岸居士花押

御一門御衆中様

次兵衛殿

武右衛門殿

④（史料番号A-7）

宗岸書置

- 一 朝ちやうすの時天道三寶拜むへき事
- 一 常々仏神しんし堅固ニ可致事
- 一 出入之人ニ不挨拶仕間敷事
- 一 家内下々つね々心安キ物ゆい致させ間敷事
- 一 一 晩ねる時火之用心申聞事
- 一 一 慈悲心忘ル間敷事
- 一 一 家内上下共常々よこねを仕間敷事

そうかんまつごのうた

- 一 まぼろしの名ばかり残ル世の中ニ何とおもふは若かなかりけり
- 一 一心は水に白玉くもりなしちりをひかすに心すませよ
- 一 有難や蓮花は今楚ひらけたり法華海會の御法ごぼうなるらん
- 一 今はたゞ心の底のひらけなはいづくの空にちり雲もなし

武右衛門

次兵衛

心すまして見らるべく

源介

とやかくもたゞまぼろしの世の中に

まことつくさば菩提なりけり

なに事も今なす事とおもわすと

心すませば二世は安楽

宗岸の書置は、宗岸自筆で表書きに「書置 六通 宗次郎殿武右衛門殿 宗岸」とあり、裏書きには異筆で「宗岸様と次兵衛武右衛門へ被下候ゆすり書」と記された年次不明の包み紙が遺されているので、六通存在したことがわかる。明確に「書置」の文言が入って現存しているのは以上に掲示した四通である。しかし、この包み紙と中身の文書は分離されたかたちで伝来しているので、他に「書置」の文言のある文書が二通伝来しているのかどうかは分からない。ただ、宗岸自筆の文書のうち、書置に類するものには、宗岸の父傳右衛門関係の事績を述べた「傳右衛門先祖書」（史料番号A-18、包み紙の表書き「道仙世々先祖書」、年次不明）と、②（史料番号A-13）「書置」の追って書きの内容に対応した、田畑屋敷の譲渡一覧および金銭運用に関する宗次郎宛の遺言状である宝暦四年十一月作成の「讓申小名寄覚」（史料番号D-119）がある。あるいは残りの二通の書置ともみなされるこの「傳右衛門先祖書」の全文と「讓申小名寄覚」の抜粋を載せておこう。

⑤（史料番号A-18、表包紙「道仙世々先祖書」）

傳右衛門先祖書

御帳面ニ有之ハ

一 多門院法印弟子刑部此地代坊主落俗ニ罷成、子角内後八角左衛門と申、其子傳右衛門先祖角内十六才ニ而親刑部ニおくれ兎方無御座候、佛具其外道具等賣払飯料ニ可致候、母養遍き様も無之、叔徳永左馬守御内今堀伊左衛門殿へ十六才ニ而御奉公罷出、盡忠孝年々ニ御加増ヲ被下、其米まよ原へ出シ母弟小作を養三十式歳ニ御暇乞申請、古郷へ罷帰り百姓相勤申候處ニ、兄太良作御年貢米大分ニ御未進被致候、地下も名寄ニかゝり申とて九左衛門善兵衛

役人<sup>ニ</sup>御角内ニ申被付候、其御未進相弁申候、然上ハ太良作田地家さい諸道具子共等迄、角内方へ證文相添、役人九左衛門善兵衛被遣候地下も賣拂候<sup>所</sup>ハ大分不足故、如此角内仕候、与せ<sup>ニ</sup>被下候、然共太良作子共皆ちいさく御座候得ハ、可夫様<sup>ト</sup>も無之候、兄岩松一人夫申候、其外子共方々ニ散失いたしたるも有、又ハ右之おかめ方ニ當才子の様成者も有之、屋敷ハ先かし置申候、我等名寄之内<sup>ニ</sup>也如此<sup>ニ</sup>御座候、扱角内兄弟妹おたつ、同おとら<sup>ニ</sup>同おまつ方<sup>ニ</sup>散失仕、縁付仕申候、以上

⑥ (史料番号D-119)

讓申小名寄寛<sup>14</sup>

字ばこ下畑半分余

田老畝有

上田貳畝拾八歩

分米四斗壹升六合

池の上五左作ノ内

分米壹石五斗九升四合

上田九畝廿九歩

口杉

上田五畝十三歩

分米八斗六升九合

内四升 永荒引

(以下、五五筆、中略)

メ右著末々も相極候高也

南谷利兵衛屋しき

屋鋪壹畝拾三分

分米壹斗六合

内八升 荒引

南山田しん畑

はたけ堤木共二十郎左衛門来り

畑貳畝歩

分米壹斗貳升

松橋元市郎右衛門儀兵衛来り

中田九畝七歩

分米壹石三斗八升五合

内三斗貳升 荒引

口杉元市郎右衛門儀兵衛来り

上田四畝拾八歩

分米七斗三升六合

うだい庄屋加兵衛来り

上田七畝歩

分米九斗五升

メ右五ヶ所ノ田地年季證文有

万一此田地取被戻候ハ、此代銀質帳ニ銘々御座候間、此銀子ハ  
宗次郎へ御渡し被成可被下候、為念如此二候、以上

田畑屋鋪畝数メ

分米合テ 五拾四石四斗九升三合

内 六石貳斗五升七合

永荒引

残テ 四拾八石貳斗三升六合

毛附高

一 隠居金貳百両

一 母と  
やと二

金五拾両

此金母二渡ス事被成間敷候、宗次郎方二一所二御廻し可被成候、万一分二わけると被申候

ハ、金子拾兩ハ遣シ可申候、とかく入用有之候迄大切ニ可被致候、以上

(付箋) 是ハ割有と申候ハ、彼一門借り度申衆中多ク御座候、必此沙汰先ツ被成被下間敷候、為念如此ニ候)

右別紙ニ口々金子引残ル分、金銀高毎年八月中ニ勘定仕候帳面相改メ、七分宗次郎分、又三分武右衛門ニ割渡シ申候、銘々書置候上者互ニ一言之申分被成間敷候、扱又右之隠居金母やよ之分も一所ニ御まわし可被成候、依而如件  
寶曆四年

戌十一月日

宗次郎殿

宗岸花押

### 三 「家訓」の考証

我々の当面の目的である宗岸「家訓」の検証において関連深いのは、宝曆四年十一月の①(史料番号A-2)「宗次郎幼主書置」である。養子で幼主の宗次郎への書置というかたちで示され、ところどころに振り仮名をふつた宗岸の遺言の内容は以下のように要約されよう。

最初の十一カ条からなる「宗次郎幼主書置」の概容は次の通りである。これまで我が家は農業に精を出し、少し蓄えが出来るると田地を買い増し堅実に暮らしてきたので、今後も借金をしてまで商いを手広くしようとする事は無用である。成人した後も生活は奢りを禁じ、内輪に暮らすことが天道に叶い、世渡りも楽になるものである。自分

よりも年上の者の言は、一応は聞き置き、後で善悪を判断して良いと思う方を採用すること。親を早く亡くした者は、親を手本に出来ないで、他人に笑われないように常々心掛けることが大切である。商内は手持ち資金の六、七分で行い、三、四分は現金で所持しておくようにして、内輪に営業すれば養生にも良い。出入りの人々へは丁寧挨拶すること。山林の境界は源助や又兵衛がよく承知している。他国へ行商へ赴くときは、先ず第一にその土地の人々のことを大切に考え、自分のことばかり計算して高利を望むようなことをしてはならない。宗次郎はまだ若年であるので、神仏への信仰心が世間の人より劣ることがないように、成人してからも神仏を大切にしてお息災に暮らすこと。博奕勝負好き嫌い奢りは天道に悖り、家の没落となることは世間に沢山の前例があることであり、これらの悪心が生じないように毎朝神仏に拜むことを忘れてはならない。世間に一人前と認められるまでは、一門の人々の云うことを聞き入れる素直さが大切である。

また追って書きの「追書宗次郎」十三カ条は以下のように大約される。身持ちについての心構えは前文（「宗次郎幼主書置」）に記したとおりである。とくに博奕勝負事にかまけて身上を潰すのは、心掛けが悪いためである。神仏への信心を忘れると、悪心の虫が生じるから、ひたすら心を一つにして、我が子に身代を譲るまでの三十年間は手代番頭になつたつもりで家業に努めること。信心を大切にしてお、慈悲の気持ちを忘れてはならない。男女の奉公人へ宗次郎相続の支援を依頼したいこと。質に取っていた田地が請け出されたときは、その旨を庄屋へ届け、その分の年貢負担控除の手続きを忘れてはならない。源助の妻おさんへ子供の着物用に木綿三疋を遣わすこと。又兵衛は忠義の者であるので、今後とも家を見守ってくれるように頼み、蔵米の一部を与えるようにしてもらいたい。金二両宛を石馬寺、乾徳寺、善福寺へ祠堂金としてそれぞれ上納すること。三代治兵衛家の第二養子として分家を



興した中村武右衛門の実家である川並村の河井兵左衛門へは、金五両を進呈すること。源助へは金十両を遣わしてもらいたい。これらの米銭のことは自分の没後七日以内に実行すること。

一読して分かるように、この「宗次郎幼主書置」の内容は、一般的にどの商家にも該当するような普遍的部分と、きわめて固有の家庭の事情にもとづく個別的部分からなりたっている。

一方、前述の明治二三年刊行の井上政共編述『近江商人』は、「農隙には商業に従事して遺業芳し終尔家訓を録して辭世の歌を詠ず」という小見出しを付して中村治兵衛の項を立て、主として宗岸の事歴を採り上げている。<sup>18</sup> 宗岸の家訓については、その制定の経緯を次のように述べている。

僭又治兵衛ハ幼少の時より學問を好み家業の隙を窺ふて常に書籍を調べけるが、就中家傳はる佛書を閲して樂めり、中年に至りて家督を嫡子に譲り自ら宗岸と號す、三代目治兵衛は不幸にして夭死せしかば同郷なる石塚某の男宗治郎(トシムツ)を養子としたれども、未だ幼年なりし故、宗岸は自ら家訓十餘條を録して之れ爾與へ晩年尔至りて辭世歌を詠ず、

すなわち二代目治兵衛宗岸は幼少から學問を好み、家業の暇をみては特に仏書に親しんでいたが、家督を譲った三代目が夭死したので、宗次郎を養子に迎え、幼年の宗次郎に家訓十餘條を作成して与え、晩年には辭世の歌を詠んだというものである。さらに続いて井上は、前述のように「今其家訓と辭世歌の全文を得たれ者左に之を掲ぐ」と断つて、以下のような宗岸の「家訓」を紹介している。<sup>19</sup>

家訓

一先祖ヨリ田地ヲ買置キ少々ツ、貯金シテ人ニ金ヲ借リシコトナシ今後氏金ヲ借リテ商業ヲ擴フセントスルコト有ルベカラズ

一富有ニ至ルトモ益々謙退シテ人ハ我ヨリ賢キ者ト思フベシ恭儉ニシテ驕ラサレバおのずから自ラ天ノ佑ヲ得ルモノナリ

一我ヨリ年長ノ人ノ言フコトハ一度ハ能ク聞テ後ニ其善惡ヲ考ヘ善ノ方ニ従フベシ

一早ク親ニ離ル、者ハ親ノ格式ヲ見ズ或ハ放恣ニ流テ人ニ嗤笑セラルヲ常トス故ニ常ニ謹シムベシ

一家ハ狭クトモ修覆シテ置クベシ又商業ハ物價ノ高下モアレバ資金ノ六七分ヲ以テスベシ三四分ハ常ニ家ニ存シ置キテ扣目ニスル時ハ身モ心モ安カルベシ

一我家ヘ出入スル人ハ必ズ慰勸ニ待遇スベシ

一他國ヘ行商スルモ總テ我事ノミト思ハズ其國一切ノ人ヲ大切ニシテ私利ヲ貪ルコト勿レ神佛ノコトハ常ニ忘レザル様致スベシ

一博奕勝負驕奢ノコトヲ警シムベシ

一貧モ富モ我一心ニアリ惡心起ラバ家ヲ保ツコト能ハズ家ヲ我子ニ譲ルマテハ僅ニ三十年ナリ其間ハ謹テ奉公ノ身ト思フベシ

一信心慈悲ヲ志レズ心ヲ常ニ快クスベシ

一家族ハ一同和合ヲ旨トシテ上下共ニ過眠スベカラズ不和合ハ身代ヲ破ルノ本ニシテ過眠ハ身躰ヲ傷フノ始ナ

リ

一常二粗略ノ言語ヲ発スベカラス粗略ノ言語ハ禍ヲ招クノ基ナリ  
 寶曆四年十一月

辭世歌

まほろしの名はかり残る世の中に

何と思ふはかなかりけり

今はたゝ心の底のひらけなは

いつくの空亦ちる雲もなし

とやかくもたゝまほろしの世の中亦

まこと盡せは菩提なりけり

何事も今なすことと思ハす亦

心すませは二世の安樂

井上が宗岸の「家訓」として紹介した内容は、①(史料番号A-1-2)「宗次郎幼主書置」の条文とほぼ類似している。井上の十二カ条の家訓のうち、第一条から第十一条までは「宗次郎幼主書置」の条文をより簡潔に表現し、あるいは合作簡略化したものである。ただ井上の記した家訓の最後の条文である「一常二粗略ノ言語ヲ発スベカラス粗略ノ言語ハ禍ヲ招クノ基ナリ」のみはそのままの表現では「宗次郎幼主書置」に見当たらない。しかし、④

（史料番号A17）の「宗岸書置」にある「家内下々つねく心安キ物ゆい致させ間敷事」に比定することもできよう。井上のこの十二カ条の宗岸「家訓」は、「宗次郎幼主書置」を中心とする宗岸の書置類に盛り込まれていた中村治兵衛家の家庭事情による固有の記述に関する部分は捨象され、普遍的な内容に関わる事柄が抜き出され、非常に簡潔な表現に転化していることが大きな特徴である。

たとえば、近江商人の理念をもつとも的確に述べたとされる、井上の「家訓」の七番目に挙げてある「一他國へ行商スルモ總テ我事ノミト思ハズ其國一切ノ人ヲ大切ニシテ私利ヲ貪ルコト勿レ神佛ノコトハ常ニ忘レザル様致スベシ」という条文を、「宗次郎幼主書置」の八番目の次の条文と比較してみよう。

一 たとへ他國へ商内ニ参候<sup>而も</sup>、此商内物此國之人一切之人々皆々心よく着被申候様<sup>と</sup>、自分之事ニ不思、皆人よく様<sup>と</sup>おもひ高利望ミ不申、とかく天道之めぐみ次第と、只其ゆくさきの人を大切<sup>ニ</sup>おもふべく候、夫<sup>ニ</sup>而者心安堵<sup>ニ</sup>而身も息災、仏神之事常々信心<sup>ニ</sup>被致候<sup>而</sup>、其國々へ入ル時<sup>ニ</sup>右之通<sup>ニ</sup>、心さしをおこし可被申候事、第一二候

持ち下り行商の心得を説き、「三方よし」の理念の原典となったこの条文は、体験が滲み出っていて、仏書に親しみ信仰心厚かったといわれる宗岸の、あたかも肉声を聴くような商人らしい表現である。他の「書置」も含めて、総体に宗岸の書置が、借金経営と生活の驕奢を戒め、商いも身持ちも控えめにすることを諄いほど繰り返して述べ、きわめて保守的で宗教的色彩が濃いのは、家と家業の存続を一五歳の幼い養嗣子に教え諭さなければならぬ七〇

歳に達した宗岸の、家庭事情を背景にした執念から発しているからである。

これに対比すると、井上が掲示した「家訓」は普遍的要素を強く打ち出していることが分かる。と同時に、「家訓」は宗岸自身の作成と見なすことの出来ない要素を多分に含んでいることにも気づかされる。以下に、その根拠を列挙しよう。

先ず用語法である。井上の場合、すべての条文の末尾が「ベシ」「ナリ」「ベカラズ」となっていることである。大部分が「候」を文末とする「書置」と比較するまでもなく、これは江戸時代の用法ではなく、明治の用法とみなされる。また、井上の家訓の用語には「貯金」「商業」「謙退」「恭儉」「放恣」「嗤笑」「資金」「慇懃」「待遇」「過眠」等の漢語的用語が多く使われ、時代としては江戸よりも明治、商人よりも士族的用法が多く見られる。なかでも、「資金」は江戸時代の用語には見られない用語であり、明治の文献に初めて登場する。また、宗岸の「書置」の文末の年月日には、江戸時代のこの種の文書に共通に見られる十二支が付されているが、井上の「家訓」には十二支が付されていない。それに、井上が紹介した宗岸の「亂世歌」四首はすべて、④(史料番号A-7)「宗岸書置」のなかで、「そうかんまつごのうた」と題して詠まれた六首のうちに含まれている。ひたすら解脱の境地を詠んだ辞世の歌を「まつごのうた」と表現しているのも、信心深い商人宗岸にふさわしい物言いであるといえる。

こうしたことを踏まえて、宗岸自身、「書置六通」と記し、「家訓」とは表現していないこと、「宗次郎幼主書置」条文と井上の「家訓」の条文がほとんど内容的に類似していることからみて、井上が宗岸の「家訓」として掲げたものは、江戸時代には存在しなかったと考えざるを得ない。井上の「家訓」は、「宗次郎幼主書置」を下敷きにして井上自身がまとめ直したものと考えて差し支えないであろう。

## むすび

『近江商人』の奥付と明治二年八月に記された緒論によれば、編述者井上政共は、岩手県士族、小天と号した人物であり、滋賀県蒲生郡八幡の書肆松桂堂主人西川勝助が三年間をかけて蒐集した近江商人関係の史料を材料として『近江商人』を編述したことが分かる。井上と西川の結びつきの由来は不明である。井上は編述の方針を、史伝や立志編に倣わず、個々人の事績に応じて題目を掲げ、稗史に近い体裁を執ったが、内容は確實正明に勉めたと述べている。

井上の、簡潔に記すことに重きをおく士族的教養からすれば、宗岸の二四カ条からなる「宗次郎幼主書置」はそのまま転載するにはあまりに冗長にわたるので、個別的家庭事情に關説した部分をできるだけ削除し、普遍的理念の精髓に結びつくものを汲み出して、漢語を交えて新たに二カ条に書きあらためたと判断される。したがって宗岸の「家訓」として『近江商人』に載せられているものは、宗岸の「書置」の精神を井上政共が漢語的表現によって簡潔に翻訳した、いわば明治の宗岸「家訓」である。その出来映えは宗岸の託した想いを見事に伝え、高邁な識見を示すものに昇華していることは、前掲した他国行商に関する両者の条文を読み比べてだけでも十分である。

したがって現代において、他国行商に関する明治の宗岸「家訓」をさらに簡略化して、取引は売買の当事者のみならず社会全体を裨益するものでなければならぬことを「三方よし」の精神として主張することは、宗岸や井上の表現そのままではないが、近江商人の理念を的確に表す卑近な標語といえるであろう。

## 1 註

井上政共編述『近江商人』(明治二十三年、西川勝助刊)。この他に宗岸の「家訓」を載せているのは平瀬光慶『近江商人』(明治四四年、近江尚商會)と『神崎郡志稿』上巻(昭和三年、滋賀県神崎郡教育會)である。平瀬の種本になったのは、井上の『近江商人』である。平瀬が採り上げた近江商人に関する記述は、この井上本とは表現において若干の差異があるのみである。ただ井上本の刊行後に新しく台頭してきた近江商人を追加している点が目新しい。平瀬の書では中村治兵衛宗岸の「家訓」は、井上本のカタカナ部分を平仮名に変えているのみであり、全くの同文である。また、『神崎郡志稿』は平瀬のものとは、句点の違いのみであり、これもまた全く同文である。

2 「三方よし」の表現は、筆者の管見の限りでは、通俗経営書として執筆された小倉栄一郎『近江商人の経営』(昭和六三年、サンブライト出版)に「もつと平易で『三方よし』というのがある。売手よし、買手よし、世間よしという商売でなければ商人は成り立たないという考え方である。」(五四頁)とあるのが最初である。しかし「三方よし」の典拠は不明である。また、小倉は『近江商人の金言名句』(平成二年、中央経済社)において、「三方よし、中村治兵衛家の家訓」(六六頁)という項目を立て、中村治兵衛家の家訓が「三方よし」の精神につながることを紹介している。「三方よし」の表現が、なんらかの近江商人の家訓の一節なのか、家訓のエッセンスを体した小倉の造語なのか、それとも彦根出身の小倉が伝承として記したのか、未詳である。

3 井上、前掲書、三八頁。

4 史料の数は一紙文書を中心に三四七点である。以下、史料に付された史料番号は、「中村治兵衛家史料仮目録」の番号である。

5 「中村治兵衛累代記事」(A-19)。

6 「享保十八丑年三月廿八日改寫 過去帳 中村治兵衛」(A-22)。  
「道仙世々先祖書」(A-8)。道仙は中村家四代目の法名である。

8 治兵衛の「治」は、「次」を宛てることもあり、史料では一定していない。本稿では史料を掲げる場合を除いて、本論では「治」に統一した。

9 治兵衛家七代目宗誘が治兵衛家六代目宗器の息であるかどうかは未定。

10 治兵衛家の倒産の原因については、後日を期している。また「事件ニ関スル書類」(C-17)に含まれている公正証書(明

治三五年二月五日大坂区裁判所管内の公証人田島正直作成）によれば、七代目治兵衛宗誘とその息中村治太郎が、株式会社近江銀行と株式会社日本貯金銀行から約束手形・借用証書によって借り受けた債務残高は一一万七二八円三〇銭である。内訳は近江銀行八万二九八八〇銭、日本貯金銀行が三万四二八円五〇銭である。内、親族五名（中村治郎兵衛・中村武右衛門・河井兵左衛門・中村駒藏・北村源十郎）は二万三、五〇〇円を連帯責任で引き受けている。

なお、中村家三代目・治兵衛家九代目に相当する八代目治太郎の息龍太郎は、明治三八年に生まれ、滋賀県の八幡商業学校を卒業して、同郷の中江勝治郎が経営する百貨店三中井の社員となった。

11 前掲、A—22と天保一〇年「先祖書」（#A—14）による。

12 前掲、A—22、A—14と「亀鶴寿萬々世叶」（A—15）による。

13 (A—19)。なお、ほぼ同様の内容の同家の家業に関する資料として、中村家孫翠湖山人と称する人物によって明治三三年に「近江豪商列傳」（滋賀県勸業協會第廿一号）のなかの「中村家素代行商記」を筆写した記録がある（A—20）。

14 当代の二二代というのは中村治太郎に相当する。

15 庄屋役については「神崎郡石馬村去寅御年貢米銀皆済目録」（D—231）、苗字帯刀御免については「乍恐以書付御願奉申上候」（D—195）。

16 「家屋敷之事」（D—84）。

17 原史料の変体仮名は原則として平仮名に直したが、者・而・江・尔はそのまま小活字を使用した。また、史料文中の

(一)は、筆者が付したものである。

18 前掲、井上編述「近江商人」三六〇—四一頁。

19 同書、三八〇—四一頁。

追記 宗岸「書置」の所在が判明したのは、滋賀県庁内に設置されているAKINDO委員会の川崎哲史氏（現、滋賀銀行）のひとかたならぬ尽力によるものである。

また、本稿は、去る二月一九日の同志社大学人文科学研究所第五研究会において発表した原稿に加筆して作成したものである。当日、貴重な助言を頂いた安岡重明先生をはじめ同研究会の会員諸兄にも深謝する次第である。（一九九八年十月朔日）